

# 鳥獣の捕獲を目的として入林される皆様へ

〔 国有林野で働く職員、国有林野で事業を行う事業者、その他  
国有林野へ入林する者等を事故から守るための安全遵守事項 〕

鳥獣の捕獲を目的として、国有林野へ入林される場合は、下記の注意事項を厳守して、絶対、事故を起こさないようご注意願います。

## 記

- 1 実際に狩猟のために入林する日が決まった場合には、遅くとも直近の業務日の17時までには利根沼田森林管理署へご連絡下さい。(水曜日の場合は火曜日の17時まで、土日曜日の場合は金曜日(金曜日が祝日の場合は木曜日)の17時まで)  
連絡事項は、入林届の受付番号、代表者氏名、実際に入林する日、場所です。  
方法は、原則として FAX でお願ひしますが、できない場合は電話、メール等で連絡して下さい。
- 2 立入禁止区域(作業予定区域等)については、当署が作成した立入禁止図により、その位置を確認し、その区域内へ立ち入らないでください。  
なお、立入禁止区域には、現地に「立入禁止」、「作業中発砲注意」等の標識を設置しています。また、林道入口等には、「この先、作業中につき立入禁止」等の標識や横断幕などで標示していますので立ち入らないで下さい。
- 3 「入林届」の写しを、全ての車輛の見やすいところに掲示して下さい。また、「野生鳥獣の捕獲実施中 入林時注意」と書いた注意喚起看板を車体の側面または窓ガラス等に掲示して下さい。
- 4 当署以外の他署管内に入林する場合は、当該森林管理署においても同様の入林手続きを行って下さい。
- 5 一般の方が入林している場合がありますので十分注意して下さい。
- 6 火気に十分注意し、山火事予防にご協力願ひます。
- 7 入林された方が、落石、滑落、交通事故等により災害にあった場合でも、利根沼田森林管理署では責任を負いませんので十分ご留意願ひます。
- 8 指定管理鳥獣捕獲等事業による夜間銃猟を実施する場合は、安全を厳密に確保する観点から、射撃場所、射撃方法及びバックストップをあらかじめ想定できる方法(誘引しやすい定点から、射撃場所、射撃方法等)により捕獲するようにして下さい。また、照明器具やナイトスコープ等の使用により、昼間と同等の視認性を確保していることを確認して下さい。

林野庁 関東森林管理局  
利根沼田森林管理署